

新型コロナウイルス感染症の克服及び 今後新たに発生する感染症対策のための基盤整備事業

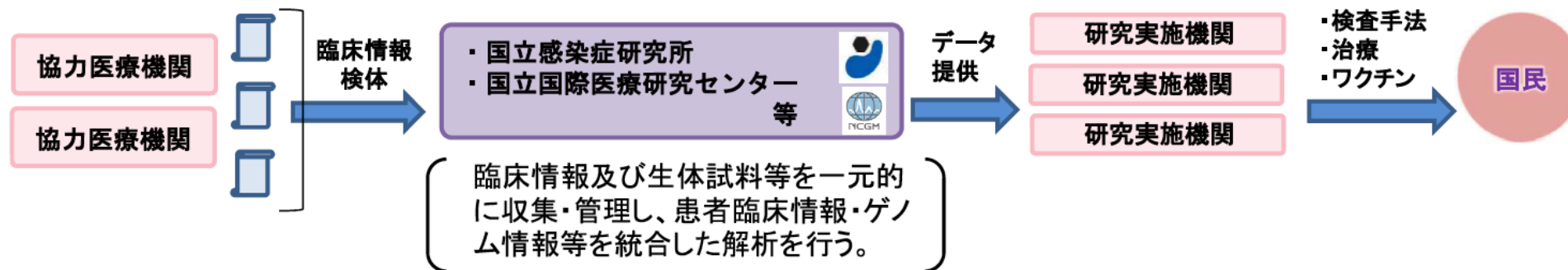
■ 施策の目的

新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後新たに発生する感染症に対し根拠のある対策を迅速にとるために、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重篤度や感染力等を評価する等、診療の資する情報を把握するとともに、検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発の基盤となる仕組みの整備を行う。

■ 事業の概要

協力医療機関から、臨床情報・検体等を、厚生労働省が所管する国立感染症研究所と国立国際医療研究センターにおいて集約し、臨床情報と病原体の情報を解析できる体制を整える。

■ 施策のスキーム



■ 効果・成果

- ・ 感染症の臨床像についての医療機関への情報提供
- ・ 感染症の重症化因子の同定（患者属性・ヒトゲノムの感受性遺伝子の同定等）
- ・ 新しい検査手法、治療、ワクチンの開発

事業概要

- 【名称】 新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ
(REBIND : REpository of Data and Biospecimen of Infectious Disease)
- 【目的】 新興・再興感染症について、病態解明の研究ならびに予防法・診断法・治療法の開発等を進めるための基盤（ナショナル・リポジトリ）を構築することを目的とする。
- 【対象】 新興・再興感染症の患者等（当面はCOVID-19患者）
当面はCOVID-19患者1万人が目標
- 【期間】 令和3年4月開始
- 【体制】 実施機関：国立国際医療研究センター、国立感染症研究所
再委託機関：東京大学医科学研究所、東京大学医科学研究所 バイオバンク・ジャパン、
東京大学医学部附属病院、東北大学 東北メディカル・メガバンク機構
研究協力機関：国内の感染症診療医療機関等
- 【概要】 国内の参加医療機関から対象者の臨床情報及び検体を収集・保管するとともに、ヒト及び病原体ゲノムのシーケンスを行い、これらを研究・開発に提供する。
- 【WEBサイトURL】 <https://rebind.ncgm.go.jp>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

第五十六条の三十九

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。